2024 年度水質検査計画

目次

1	基本事項	•••••	
2	小山市水道事業の概要		4
3	小山市の水道水源概況	•••••	
4	定期の水質検査	•••••	6
5	臨時の水質検査	•••••	9
6	水質検査の方法	•••••	9
7	水質検査の精度と信頼性		10
8	水質検査の公表	•••••	10
9	水質検査結果の評価	•••••	11
10	緊急時の連絡体制		11
11	その他(クリプトスポリジウム、放射性物	物質及びダイオキシン類について)	11
別紙	₹1(検査項目·検査方法·検査区	(分) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····14
別紙	(2(浄水場等採水箇所位置図)	• • • • • • • • • • • • • •	·····18
別紙	t3(各項目検査回数およびそのE	里由)	••••19

小山市水道事業

水質検査計画について

○水質検査計画とは

清浄な水を供給することは、水道事業者をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。清浄な水を供給するためには、可能な限り良質の水源を選定し、その水源水質等に応じた施設を整備し、維持管理を行うことが必要です。水質検査は、施設整備や維持管理が適切に行われているかどうかを確かめるために行うものであり、水道法では給水開始前、定期及び臨時に行うことが義務付けられています。

平成 15 年度、水道水質基準が約 10 年ぶりに改正されました(厚生労働省令第 101 号 平成 15 年 5 月 30 日)。この改正では、全国的にみれば検出率は低い物質(項目)であっても、人の健康の保護又は生活上での支障を生じるおそれのあるものについては、すべて水道法第 4 条の水質基準項目として設定された一方で、すべての水道事業者等に水質検査を義務付ける項目は基本的なものに限り、その他の項目については、各水道事業者の状況に応じて省略することができることとされました。このため、水質検査の透明性を確保するため、水道事業者等が水質検査項目を明示した水質検査計画を作成し、事前に公表することとなりました。

水道事業の情報公開を進めることは、既に、平成 13 年に水道法が改正され、法第 24 条の 2 において、水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水 道事業に関する情報を提供しなければならないとされています。平成 15 年度改正で、その情報提供の内容として水質検査計画等が追加されたものです。

○水質基準等の改正について

水道水質基準等は最新の知見により常に見直しが行われています(逐次改正方式)。 2024 年度は、水質管理目標設定項目の「農薬類(対象農薬リスト)」の目標値の見直しがあります。内容は、内閣府食品安全委員会による食品健康評価の結果より対象農薬リスト掲載農薬類である「パラコート」が、現行の評価値と異なる評価値が得られたことからパラコートの目標値を 0.005mg/L から 0.01mg/L に改正が行われた。この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

- 詳細は厚生労働省ホームページの「水道の水質基準等の見直しについて」を参照ください。
- ・水質基準等の項目・目標値等については、別紙1を参照ください。

1 基本事項

〇水質検査地点(試料の採取場所)

浄水(水道水)の採取場所は原則として給水栓とします。しかし、水道水の水質管理 の向上を図るため、給水栓の水質検査のみではなく、浄水場で出来た浄水、水道水の もととなる原水においても水質検査を行います。

〇検査項目

給水栓(浄水) :毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目 浄水場(浄水・原水):水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等、放射性物質(小山市水道事業では浄水のみ)

以上の項目の検査を実施します。

〇検査頻度

上記検査項目について、

給水栓(浄水 市内8か所) 毎日検査項目(色・濁り・消毒の残留効果):1日1回

給水栓(浄水 市内5か所) 水質基準項目:項目により、月1回~3ヶ月に1回 水質管理目標設定項目:項目により、 月1回~3ヶ月に1回

浄水場 浄水 水質基準項目:項目により、月1回~3ヶ月に1回

水質管理目標設定項目:項目により、月1回~3ヶ月に1回

クリプトスポリジウム等:3ヶ月に1回

放射性物質: 3ヶ月に1回

(新たな通知や知見収集により年度内に検査頻

度を変更する場合があります。)

浄水場 原水 水質基準項目:項目により、月1回~3ヶ月に1回

水質管理目標設定項目:項目により、月1回~3ヶ月に1回

クリプトスポリジウム等:3ヶ月に1回(一部指標菌のみ)

以上の頻度で検査を行います。

2. 小山市水道事業の概要

小山市水道事業の創設は昭和33年3月15日に認可を得て着工し、現在に至っています。この間、給水人口の増加、生活の向上及び産業の発展等に伴い、給水量は年々増加の一途をたどってきています。この増加に伴い数次の拡張を実施し現在は計画給水人口149,320人、一日最大給水量68,850㎡/日の施設をもって給水しています。

水道事業の経過

名 称	認可年月	目標年度	計画給水 人口(人)	一人一日最大 給水量(L)	一日最大 給水量(m³)
創 設	昭和33年3月		20,000	225	4,500
第1次拡張	昭和37年12月	昭和42年	23,000	225	5,175
第2次拡張	昭和42年3月	昭和55年	73,000	450	32,850
第3次拡張	昭和54年3月	昭和65年	135,000	510	68,850
第3次拡張 事業変更	平成5年3月	平成15年	148,000	463	68,850
第3次拡張事業 変更の届出	平成16年12月	平成25年	142,500	380	54,100
第3次拡張事業 変更の届出	令和2年3月	令和10年	149,320	344	51,370

〇水道施設概要

現在小山市水道事業では、若木浄水場、羽川西浄水場、鶉島浄水場の3か所で浄水 処理を行い、配水しています。それぞれの浄水場の概要は以下のとおりです。

•若木浄水場



給水能力 : 27,675 ㎡/日 所在地 : **小山市若木町**

•若木浄水場の浄水方法

若木浄水場では、水源である思川から表流 水を取水し、原水に凝集剤としてポリ塩化アルミニ

ウムを注入し、次亜塩素酸ナトリウムで酸化処理して高速沈澱した後に急速ろ過を行っています。また、ろ過後に消毒のための次亜塩素酸ナトリウムをもう一度注入しています。更に、予備水源として場内に深井戸が 1 本あり、取水時は急速ろ過前の処理系統に入ります。

•羽川西浄水場



給水能力 : 36,000 m²/日

所在地 : 小山市大字黒本

- 羽川西浄水場の浄水方法

羽川西浄水場では水源として、思川(姿川)の表

流水と市内 7 か所の深井戸から取水した地下水の双方を利用しています。表流水と深井戸の浄水処理系統は分かれており、表流水については、原水に凝集剤としてポリ塩化アルミニウムを注入し、次亜塩素酸ナトリウムで酸化処理して凝集沈澱した後に急速ろ過を行っています。また、ろ過前に消毒のための次亜塩素酸ナトリウムをもう一度注入しています。

深井戸の地下水については、次亜塩素酸ナトリウムで酸化処理した後、除マンガン砂にて急速ろ過を行っています。

•鶉島浄水場



給水能力 : 5,175 m³/日

所在地 : 小山市大字渋井

- 鶉島浄水場の浄水方法

鶉浄水場では水源として、市内3か所の深井戸か

ら取水した地下水を利用して浄水処理しています。

浄水方法は、次亜塩素酸ナトリウムで酸化処理した後、除マンガン砂にて急速ろ過を 行っています。

〇浄水場の配水量

上記3か所の浄水場における過去 5 年間の配水量(配った水道水量)は下表のとおりです。

		配水量 (m³)						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
若木浄水場	9,509,120	9,818,563	9,665,280	9,688,037	8,482,120			
羽川西浄水場	5,824,870	5,865,760	6,154,580	6,043,650	7,360,375			
鶉島浄水場	489,040	166,078	394,388	335,675	624,978			
合計	15,823,030	15,850,401	16,214,248	16,067,362	16,467,473			

3 水道水源状況

小山市水道事業では、思川にある2か所の取水塔と、市内各所にある11か所の深井戸から水道水の基となる原水を取水しています。小山市で取水している全体の水量を100%とした場合、割合は思川から約75%、深井戸から約25%(令和4年度実績)となります。

尚、思川の取水塔上流部と下流部の水質は以下のとおりとなっています。

採取場所	Hq	色度(度)	濁度(度)	電気伝導率 (<i>μ</i> s/cm)
思川上流 (小宅橋)	7.6	1.6	0.7	168
思川下流 (喜沢取水塔)	7.6	2.6	4.1	183
水道水質 基準	5.8以上8.6以下	5	2	基準項目外 (参考試験)
備考	溶液が酸性かアルカ リ性を示す値です。7 が中性です。	水についてる色の度 合いで、数字が大き い程、水に色がつい ています。	水の濁りの度合いで、数字が大きい程、水に濁りがついています。	水が電流を伝導する 能力で、値が大きい 程、電解質(汚れ)が 多いことを表す指標 です。

(令和4年度小山市水道事業による検査)

上表のとおり思川上流部と市内を通過後の下流部では水質にある程度の差が見られます。

市内11か所の深井戸水については、硬い粘土層を浸透した水であるため、汚染の度合いはかなり低いものと考えられます。

水源水質としては深井戸水の方が思川(表流水)よりも良好ですが、水は資源であり、河川・地下水とも取水する量に制限があります。そこで、これらを両方使うことによって水道水量を確保するとともに、原水における水道水質基準項目等の検査を実施し、監視していきます。

4 定期の水質検査

(1)水質検査の内容

水道水の検査項目は「色・濁り・消毒の残留効果(毎日検査項目)」、水道法第4条に基づく省令に定められた51項目の水質基準(平成15年5月30日厚生労働省令第101号「水質基準に関する省令」)、27項目からなる水質管理目標設定項目(平成15

年10月10日健発第1010004号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」)、「クリプトスポリジウム等対策指針」、「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」の通達があります。(いずれも最新改正版適用)

水質基準とは、適切な水質管理が行われるため遵守しなければならない項目で、 採水地点(原則として給水栓)や検査方法、検査頻度等定められています。但し、法 令に基づいた条件を満たせば検査項目の省略、検査頻度を減らすことができます。

水質管理目標設定項目とは、水質管理上留意すべきもので、将来にわたり水道水の安全性の確保等万全を期す見地から、水質基準に係る検査に準じた検査等を実施するものです。

また、各検査項目には、小山市水道事業で所有する検査機器等の関係で、自己 検査が可能な項目と、外部に委託して検査している項目があります。自己検査は全て 羽川西浄水場で行っています。委託検査は水道法に基づく検査機関(水道法第 20 条機関)に委託します。

※クリプトスポリジウムや放射性物質等の検査については「11. その他」をご覧下さい。

※水質基準や水質管理目標設定項目の各項目名、自己・委託検査の区分は**別紙1**をご 覧下さい。

(2)水質検査地点

小山市水道事業における採水地点は次のとおりです。

	χο 1. 1ο	若木浄水場系3ヵ所 羽川西浄水場系4ヵ所 鶉島浄水場系1ヵ所	毎日検査項目 -		
浄水	給水栓	若木浄水場系2ヵ所(八幡・犬塚) 羽川西浄水場系2ヵ所(桑・間々田) 鶉島浄水場系1ヵ所(渋井)	基準項目 水質管理目標設定項目		
	若木浄水場 羽川西浄水場 鶉島浄水場	場内配水地出口(浄水) 場内配水地出口(浄水) 場内配水地出口(浄水)	基準項目 水質管理目標設定項目		
原水	若木浄水場 羽川西浄水場 鶉島浄水場	净水場入口(表流水) 浄水場入口(表流水) 浄水場入口(集合井水) 浄水場入口(集合井水)	基準項目 水質管理目標設定項目		
	市内各深井戸	11ヵ所の深井戸出口水	基準項目 水質管理目標設定項目		

○浄水を測定する給水栓は各浄水場における配水域の末端および市中心部(若木浄水場系)を選定しています(毎日検査項目用の採取場所は受給者給水栓(蛇口)。基準・管理目標設定項目検査用の採取場所は公園等給水栓で小山市水道事業が採取。)

※上表における各浄水場、取水塔、深井戸及び市内各水質検査給水栓の位置は**別紙2**をご 覧下さい。

(3)水質検査回数(水質基準項目・水質管理目標設定項目)

【1】浄水(水道水)の基本的な検査頻度

各検査項目の法令等に基づく検査頻度はつぎのとおりです。

◎水質基準項目等(1 日 1 回以上行う項目(毎日検査項目):3 項目 水質基準項目:51 項目)

1日1回以上行なう項目(3項目)

色、濁り、消毒の残留効果

おおむね1月に1回以上行なう項目(9項目)

No	項目名	No	項目名	No	項目名
1	一般細菌	46	有機物等(TOC)	49	臭気
2	大腸菌	47	pH値	50	色度
38	塩化物イオン	48	味	51	濁度

臭気の原因となる藻類の発生時期において、おおむね1月に1回以上行なう項目(2項目)

No	項目名	No	項目名
42	ジェオスミン	43	2-メチルイソボルネオール

おおむね3月に1回以上検査する項目(12項目)

No	項目名	No	項目名	No	項目名
10	シアン化物イオン及び塩化シ アン	24	ジクロロ酢酸	28	トリクロロ酢酸
21	塩素酸	25	ジブロモクロロメタン	29	ブロモジクロロメタン
22	クロロ酢酸	26	臭素酸	30	ブロモホルム
23	クロロホルム	27	総トリハロメタン	31	ホルムアルデヒド

おおむね3月に1回以上検査する項目だが、法令に基づいた条件により検査の回数を削減できる項目(28項目)

No	項目名	No	項目名	No	項目名
3	カドミウム及びその化合物	14	四塩化炭素	35	銅及びその化合物
4	水銀及びその化合物	15	1, 4-ジオキサン	36	ナトリウム及びその化合物
5	セレン及びその化合物	16	シスー1, 2一ジクロロエチレン及びトランスー1, 2一ジクロロエチレン	37	マンガン及びその化合物
6	鉛及びその化合物	17	ジクロロメタン	39	カルシウム、マグネシウム 等(硬度)
7	ヒ素及びその化合物	18	テトラクロロエチレン	40	蒸発残留物
8	六価クロム化合物	19	トリクロロエチレン	41	陰イオン界面活性剤
9	亜硝酸態窒素	20	ベンゼン	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒 素	32	亜鉛及びその化合物	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物		
13	ホウ素及びその化合物	34	鉄及びその化合物		

※表中の については、条件により、検査を省略することが可能な項目。

◎水質管理目標設定項目(27項目)

・水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握するとされています。

【2】小山市水道事業における水質検査回数

〇給水栓における水質検査回数(浄水)

浄水(水道)水質は原則として給水栓にて採水し、検査を行います。

2024 年度実施予定の給水栓における基準項目については、各項目で法令等に基づく検査頻度としますが、過去5年間において、基準値の1/2以上検出された項目については、毎月実施することとします。

水質管理目標設定項目については、各項目 3 ヶ月に 1 回の検査を基本とし、 過去の検出状況等を踏まえ検査を実施します。

○浄水場等における水質検査回数(浄水・原水)

浄水場の浄水・原水及び11か所の各深井戸原水において基準項目等の水質 検査を実施することにより、原水の状況や浄水場の維持管理が適切に行われて いるかを確認します。

※浄水・原水の検査項目、回数及び設定理由は別紙3をご覧下さい。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は水道法施行規則第15条第2項に基づき次のような場合に行います。

- 1. 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2. 水源に異常があったとき。
- 3. 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4. 浄水過程に異常があったとき。
- 5. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6. その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査の方法

水質検査方法として、水質基準項目は水道法令で規定された検査方法(平成15年厚生労働省告示第261号「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」最終改正のものを使用)によって行います。

水質管理目標設定項目については、厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付健水発第1010001号 最終改正のものを使用)や日本水道協会発行「上水試験方法」をもとにおこないます。

7 水質検査の精度と信頼性

〇自己検査

自己検査については水質検査の定量下限の設定を基準値及び目標値の 1/10 (ただし、非イオン界面活性剤は基準値の 1/4、農薬類に関しては通知等に基づく定量下限値)として、これを確保するため年間を前期・後期に分け、各期において内部精度管理を行います。また、厚生労働省が主催する外部精度管理に参加し、検査の信頼性確保に取り組んでいきます。

〇委託検査

•委託の内容

委託検査項目における委託検査機関は、定期及び臨時の水質検査を行うこと を条件とし、臨時の水質検査において休日・夜間に関わらず試料の引き取り及び 検査が可能な機関に委託します。

・試料の採取・運搬

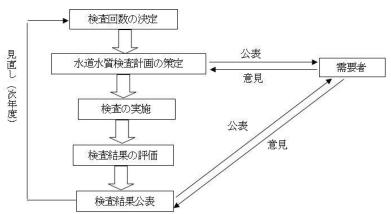
委託検査試料の採取については小山市水道事業が行い、羽川西浄水場に試料を集めた後、採取当日中に委託検査機関が試料を引き取り、検査場所まで運搬します。

・委託した検査の実施状況の確認

委託検査機関が厚生労働省の主催する外部制度管理に参加することを条件とし、更に委託検査機関が実施する内部制度管理結果の報告、水質基準項目に関する品質管理の認証取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認します。また、委託した検査の実施状況の確認方法として、施設への立入検査や日常業務確認を行います。

8 水質検査結果の公表

上表を基に検査した結果は月ごとに小山市ホームページ上に掲載し、公表します。 また、ご意見があればお寄せ下さい。



9 水質検査結果の評価

検査結果の評価は別添の「水質検査結果評価方法」により検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

10 緊急時の連絡体制について

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者、県や市の水道事業関連部局、 その他関係機関との連携・情報交換を図り、水質保全に万全を期しています。また、 各機関及び関係職員への連絡先を定めた連絡体制表を作成し、緊急時への素早い 対応を可能としています。

11 その他(クリプトスポリジウム、放射性物質及びダイオキシン類について)

(1) クリプトスポリジウムについて

クリプトスポリジウム等対策指針(平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省 健水発第 0330005 号 以下 指針)が平成 19 年 4 月 1 日から適用されたことをうけ、平成 20 年度からは、指針に基づきクリプトスポリジウム、ジアルジア、及び指標菌となる大腸菌数、嫌気性芽胞菌の検査をおこなっております。

小山市水道事業における水道水原水は、指針による「クリプトスポリジウム等による おそれの判断」において

表流水:レベル4(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い) 井戸水:レベル2(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) に該当します。

そこで、指針に基づき下表のとおりクリプトスポリジウム等の検査を実施します。

クリプトスポッリシウム等検査(回/年)

クリノ トヘホ リン ソム寺快生(凹/午)										
		浄水		原水						
	Ī	試料採取場所			試料採取場所					
項目	羽川西浄 水場配水 地出口	若木浄水 場配水地 出口	鶉島浄水 場 配水地出 口	羽川西浄 水場入口 (表流水)	羽川西浄 水場入口 (集合井)	若木浄水 場入口(表 流水)	鶉島浄水 場入口(集 合井)	各深井戸 (10箇所) ^{(2号井は通常停止中} の為実施せず。)		
クリプ [°] トスポ [°] リシ [・] ウム (委託検査)	4	4	4	4	0	4	0	0		
ジアルジア (委託検査)	4	4	4	4	0	4	0	0		
大腸菌(定量) (自己検査)	4	4	4	4	4	4	4	4		
嫌気性芽胞菌 (自己検査)	4	4	4	4	4	4	4	4		

(※年4回実施のものは、3ヶ月に1回の頻度で実施。)

(2)放射性物質について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、厚生労働省からは、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」(平成24年4月4日付健水発0404 第4号、改定平成23年6月30日健水発0630第3号)が出され、小山市水道事業ではこの通知に基づき放射性物質の検査を行ってまいりました。

その後、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」(平成24年3月5日健水発第0305第2号)が出され、この中で水道水中の放射性物質における目標の設定体象として、放射性セシウム(セシウム134及び137)が設定され、濁質管理として10Bq/kg(セシウム134及び137の合計放射能)の目標値(管理目標値)が設定されました。

令和5年度においては本通知等に基づき、浄水の検査を実施します。 尚、検査試料の採取場所及び検査頻度は以下のとおりです。

・浄水の放射性物質検査について

浄水					
		採取場所			
項目	羽川西浄水場 配水地出口	若木浄水場 配水地出口	鶉島浄水場 配水地出口		
放射性ヨウ素131	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
放射性セシウム134	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
放射性セシウム137	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		

※検査方法:平成23年10月23日事務連絡厚生労働省健康局水道課「水道水等の放射能測 定マニュアルの送付について」より、ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリー 法

※年度途中において厚生労働省等による新たな通知・指導等が出された場合は項目・検査頻度等最新のものに基づき行っていきます。

※降雨・雪解け等の高濁度時における情報が収集された後、検査頻度を変更する場合があります。

※小山市水道事業では検査機器を保有していない為、委託検査にて実施します。

・原水の放射性物質検査について

水道原水については、栃木県が実施する流域単位での水道原水調査の中で、 若木浄水場における取水地点を、小山市水道事業における流域単位で代表性の ある箇所として試料を採取し、検査を行います。

検査は3ヶ月に1回の頻度で実施し、雪解期及び降雨期の状況を確認したうえで 検査頻度の見直しを検討します。(検査方法は浄水の検査と同じで、栃木県保健環 境センターが検査を行います。)

(3)ダイオキシン類について

ダイオキシン類は平成15年厚生科学審議会答申による、「毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できないとして整理」することとした要検討項目のうちのひとつです。

小山市水道事業では、思川を水源とした若木・羽川西両浄水場における原水と 浄水について、ダイオキシン類を委託検査により行います。

	浄水場名	ダイオキシン類
可川亜海水坦	原水(表流水 浄水場入口)	1回/年
羽川西浄水場	浄水(場内配水池出口)	1回/年
若木浄水場	原水(表流水 浄水場入口)	2回/年
1 4 小伊小笏	浄水(場内配水池出口)	1回/年

(4)ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)に ついて

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関わる省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付健発第1010004号)において、内閣府食品安全委員会の健康影響評価等の最新の科学的知見に基づき、2020年度からペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が要検討項目から水質管理目標設定項目に変更されました。

小山市水道事業では、若木・羽川西・鶉島浄水場の3か所における表流水及び 集合井水、浄水について検査を実施します。

検査回数については別紙3を御覧ください。

別紙1(検査項目·検査方法·検査区分)

水質基準項目 基準値 基準値

番号	水質基準項目	基準値	説明		区分	検査方法	検査区分
1	一般細菌	1mlの検水で形 成される集落数 が100以下	一般細菌として検出される細菌の多くは、直接病原菌との関連はありません。 水道水で多数検出される場合、塩素注入不足、汚染水の混入などが考えられます。		病原生物の指標	標準寒天培地法	自己検査
2	大腸菌	検出されないこ と	大腸菌及び大腸菌類似菌の総称で、人や動物の腸管内や土壌に存在しています。 検出された場合、消化器系病原菌による汚染が疑われます。			特定酵素基質培 地法	自己検査
3	カドミウム及びその 化合物	カドミウムの量 に関して 0.003mg/以下	自然環境中に広く分布していますが、極めて少ないため河川水等で検出される ことはほとんどありません。鉱山廃水や工場排水の混入によって検出されるこ とがあります。イタイイタイ病の原因物質です。			ICP-MS法	自己検査
4	水銀及びその化合物	τ	自然環境中に広く分布していますが、極めて少ないため河川水等で検出される ことはほとんどありません。工場排水、農薬、下水などの混入によって検出さ れることがあります。工場排水中のメチル水銀が水俁病の原因物質です。			還元気化-原子吸 光光度法	自己検査
5	セレン及びその化合 物	して	自然環境中に微量ながら広く存在し、地域によって分布差があります。日本は 少ない地域のため河川水等で検出されることはほとんどありません。鉱山廃 水、工場排水などの混入によって検出されることがあります。			ICP-MS法	自己検査
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l以下	自然環境中に広く分布していますが、極めて少ないため河川水等で検出される ことはほとんどありません。鉱山廃水、工場排水などの混入によって検出され ることがあります。	-		I C P-MS法	自己検査
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関し て 0.01mg/l以下	自然環境中に微量ながら広く存在しています。火山性温泉、鉱山廃水、工場排水、などの混入によって検出されることがあります。		無機物質重金属	ICP-MS法	自己検査
8	六価クロム化合物	六価加ムの量に 関して 0.02mg/以下	三価クロムとして自然環境中に微量ながら広く存在しています。鉱山廃水、工 場排水、などの混入によって検出されることがあります。			I C P-M S法	自己検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中では有機性窒素化合物の分解過程や窒素肥料、工場排水に由来して発生します。毒性があり、メトヘモグロビン血症を引き起こします。発がん性があるとされています。	=		イオンクロマト グラフ法	自己検査
10	シアン化物イオン及 び塩化シアン	シアンの量に関し て 0.01mg/l以下	自然水中にはほとんど含まれていません。工場排水の混入によって検出される ことがあります。	-		イオンクロマト グラフ-ポストカ ラム吸光光度法	委託検査
11	硝酸態窒素及び亜硝 酸態窒素	10mg/以下	自然環境中に広く存在します。窒素肥料の使用や腐敗した動植物、生活排水が 多くなると濃度が高くなります。基準を超えるような濃度の水は、乳幼児にメ トヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こす場合があります。	健康関		イオンクロマト グラフ法	自己検査
12	フッ素及びその化合 物	フッ素の量に関 して 0.8mg/以下	自然環境中に広く存在します。地質や工場排水の混入によって検出されること があります。適量であれば虫歯予防に効果がありますが、過剰に摂取すると斑 状歯になるおそれがあります。	連項目	無機物質	イオンクロマト グラフ法	自己検査
13	ホウ素及びその化合 物	ホウ素の量に関 して 1mg/以下	ガラスやホウロウの原料等に使われています。身のまわりでは目薬や洗眼液に も含まれています。河川中のホウ素はほとんどが木ウ酸という物質として存在 します。ホウ酸は大量に摂取すると神経中枢に影響を及ぼす可能性がありま す。	=	重金属	ICP-MS法	自己検査
14	四塩化炭素	0.002mg/以下	化学合成原料、塗料、溶剤、ドライクリーニングなどに使用されています。地 下に浸透しやすいので地下水を汚染することがあります。	-		HS-GC-MS 法	自己検査
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/以下	ポリオキシエチレン系非イオン界面活性剤及びその硫酸エステルの製造工程に おいて副生し、洗剤などの製品中に不純物として存在しています。ガンの原因 となる可能性があります。			HS-GC-MS 法	自己検査
16	シス - 1,2 - ジクロロエチレ ン及 ぴトランス - 1,2 - ジク ロロエチレン		土壌吸着性が低く、地下に浸透します。表流水に混入した場合は大気中に揮散 すると考えられます。高濃度で麻酔作用があります。			HS-GC-MS 法	自己検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/以下	表流水に混入されれば数週間程度で大気中に揮散し、分解します。地下水中では数ヶ月から数年残留すると考えられます。高濃度で麻酔作用があります。		一般有機 化学物質	HS-GC-MS 法	自己検査
18	テトラクロロエチレ ン	0.01mg/以下	地表水に混入した場合は揮発により消失します。地下水中では数ヶ月から数年 にわたり残留します。ヒトには眩暈、頭痛、嘔吐腹痛、意識喪失、黄疸、肝機 能障害を起こさせます。	-		HS-GC-MS 法	自己検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/以下	表流水に混入した場合は大気中に揮散しますが、地下水中では長期間残留しま す。高濃度で嘔吐、腹痛、意識不明を引き起こします。			HS-GC-MS 法	自己検査
20	ベンゼン	0.01mg/以下	ガソリン中に含まれています。表流水中に混入した場合は大気に揮散します。 発ガン性があり、高濃度の吸入でめまい、嘔吐、頭痛、昏睡、致命的な中枢神 経抑制を引き起こします。			HS-GC-MS 法	自己検査
21	塩素酸	0.6mg/以下	浄水過程で有機物と遊離塩素が反応し生成されます。		※ 車 司 上	イオンクロマトグラフ法	自己検査
22	クロロ酢酸	0.02mg/以下	浄水過程で有機物と遊離塩素が反応し生成されます。	消毒副生成物		溶媒抽出-誘導体 化GC-MS法又 はLC-MS法	委託検査

23	クロロホルム	0.06mg/l以下	中枢神経を抑制し、麻酔剤として使われます。過剰投与では死亡します。肝臓 や腎臓の機能障害を起こします。			HS-GC-MS 法	自己検査
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	刺激臭のある液体で、塩素処理の際にできる副生成物です。			溶媒抽出-誘導体 化-GC-MS法 又はLC-MS法	委託検査
25	ジブロモクロロメタ ン	0.1mg/l以下	トリハロメタンの一種で、肝臓で酸化され毒性を発現すると推定されています。			HS-GC-MS 法	自己検査
26	臭素酸	0.01mg/l以下	臭化物イオンを含む原水をオゾン処理すると生成されます。ラットの長期間投 与で腎腫瘍の発生がみられます。	健		イオンクロマト グラフ-ポストカ ラム吸光光度法	委託検査
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	植物が微生物に分解されてできるフミン質などの有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモボルムを合わせたものが総トリハロメタンです。	康関連項	消毒副生成物	HS-GC-MS 法	自己検査
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	塩素処理の際に出来る副生成物です。潮解性、腐食性が強く僅かに特異臭があ ります。			溶媒抽出-誘導体 化-GC-MS法 又はLC-MS法	委託検査
29	プロモジクロロメタ ン	0.03mg/以下	トリハロメタンの一種で、肝臓で酸化され毒性を発現すると推定されています が、有用な情報はありません。			HS-GC-MS 法	自己検査
30	ブロモホルム	0.09mg/以下	トリハロメタンの一種で、肝臓で酸化され毒性を発現すると推定されています が、有用な情報はありません。			HS-GC-MS 法	自己検査
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	塩素処理の際に出来る副生成物の一種です。ヒトが内服した際、呼吸困難、めまい、嘔吐、胃けいれん、口腔及び胃に炎症を起こします。発ガン性がある程 度確かめられています。			溶媒抽出-誘導体 化-GC-MS法	委託検査
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関し て 1mg/以下	自然水中に微量に含まれています。鉱山廃水、工場排水などの混入や亜鉛メッ キ鋼管からの溶出によって検出されることがあり、高濃度の場合白濁します。			ICP-MS法	自己検査
33	アルミニウム及びそ の化合物	アルミニウムの量に 関して 0.2mg/I以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して 検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。			ICP-MS法	自己検査
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/I以下	自然環境中に多く存在し、鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管の溶出によって検出されることがあり、高濃度に含まれると金気臭や、着色などの原因となります。		色	ICP-MS法	自己検査
35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1mg/以下	自然環境中に多く存在し、銅山排水、工場排水、農薬などの混入や銅管、真鍮 器具からの溶出によって検出されることがあります。高濃度に含まれると独特 の金属味や、着色などの原因となります。			ICP-MS法	自己検査
36	ナトリウム及びその 化合物	ナドリウムの量に関 して 200mg/以下	自然環境中に広く分布し、自然水中には必ず存在します。工場排水や海水、塩 素系消毒剤に由来します。		味覚	ICP-MS法	自己検査
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関し て 0.05mg/l以下	自然環境中に広く分布し、鉱山排水、工場排水などの混入によって検出される ことがあります。塩素処理された水に高濃度に含まれると水が黒く見える原因 となります。		色	ICP-MS法	自己検査
38	塩化物イオン	200mg/以下	自然環境中に広く分布し、自然水中には必ず存在します。地質に由来し、家庭 排水、工場排水、海水などの混入によって濃度が上がります。	生活上		イオンクロマト グラフ法	自己検査
39	カルシウム、マグネ シウム等(硬度)	300mg/以下	硬度とは水中のカルシウムとマグネシウムを換算した合計量です。硬度が高い と硬く口の中に残るような味になり、石鹸の泡立ちが悪くなります。また、低 すぎても淡白でコクのない味になります。	支障関	味覚	滴定法	自己検査
40	蒸発残留物	500mg/以下	水を蒸発させたときに残る物のことで、カルシウムやマグネシウム、塩類などです。 適度に含まれているとまろやかな味になり、多いと渋みや苦味をつけます。	連項目		重量法	自己検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	洗濯用、家庭用洗剤に含まれ、生活排水や下水、工場排水などの混入によって 検出されることがあります。高濃度に含まれると発泡の原因となります。		発泡	固相抽出-HPL C法	委託検査
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する異臭味の原因物質で、アナベナなどの藍 藻類によって産生され、かび臭を発生します。		かび自	自己: HS	給水栓:委託検 査 他:自己検査
43	2-メチルイソ ボルネオール	0.00001mg/l以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する異臭味の原因物質で、フォルミジウムや オシラトリアなどの藍藻類によって産生され、かび臭を発生します。		かび臭	委託:PT又はHS 自己:HS -GC-MS法	給水栓:委託検 査 他:自己検査
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	約4割の合成洗剤に含まれています。構造が異なっても水に溶かしたときにイオンに解離しない界面活性剤の総称です。		発泡	固相抽出-吸光光 度法	委託検査
45	フェノール類	フェノ-ルの量に換算 して 0.005mg/l以下	工場排水の混入によって検出されることがあります。 消毒剤の塩素と反応して、微量でも不快な臭味の原因となります。		臭気	固相抽出-誘導体 化 - GC - MS法	委託検査
46	有機物質(TOC)	3mg/以下	土壌に由来し、動植物の腐敗物、生活雑排水、し尿、工場排水などの混入に よって増加します。濃度が高いと渋味の原因となります。		基礎的性状	全有機炭素計測 定法	自己検査

47	pH値	5.8以上8.6以下	酸性、アルカリ性を便宜的に0~14の数値で表し、pH7が中性、数値が 小さいほど酸性が強く、大きいほどアルカリ性が強くなります。	生		ガラス電極法	自己検査
48	味	異字でかいこと	水に溶けている物質の種類や量によって味が異なります。さらに、水温、体調、環境等によっても異なり、個人差があります。	活上		官能法	自己検査
49	臭気	甲骨でかいこと	地質や藻類等の生物繁殖によるカビ臭や、工場排水、下水の混入によって水に臭いがつきます。水道管のシール剤等に起因することもあります。		基礎的性状	官能法	自己検査
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示し、自然的原因は植物が微生物に分解されてできるフミン質です。酸化された鉄、マンガンイオンが混入によっても色がつきます。基準値内であればほとんど無色です。	関連項		透過光測定法	自己検査
51	濁度	ソ世じん	水の濁りの程度を示し、粘土性物質、鉄分、有機性物質などによって濁ります。 基準値内であればほとんど透明です。	目		積分球式	自己検査

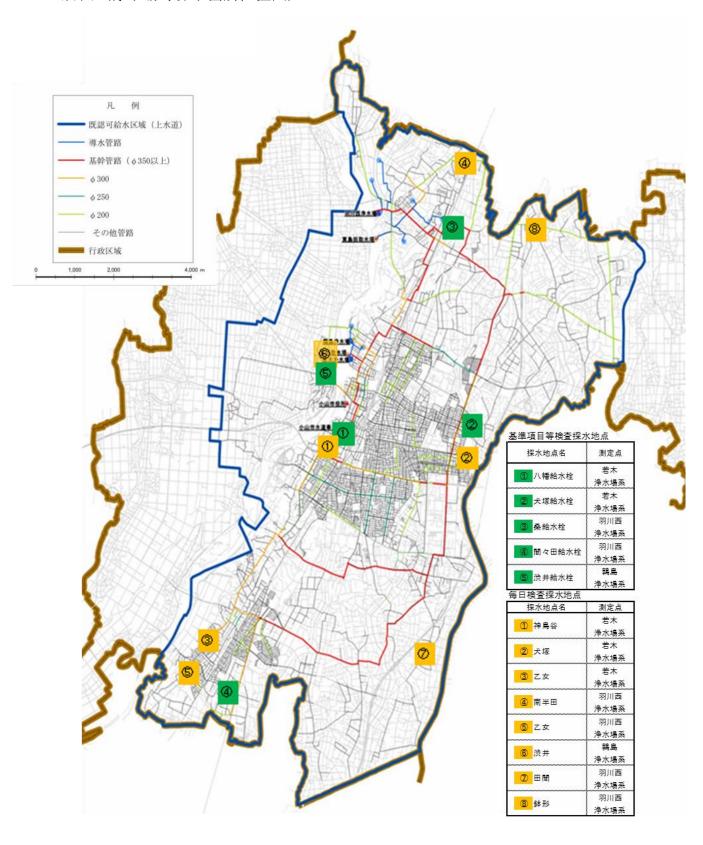
水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	説明	区分	検査方法	検査区分
1	アンチモン及びその 化合物	アンチモンの量に関 して 0.02mg/L以下	地殻に存在し、遊離金属として少量産出します。ヒトに対し嘔吐、下痢、と きには死に至ります。		ICP-MS法	自己検査
2	ウラン及びその化合 物	ウランの量に関し て 0.002mg/L以下 (暫定)	天然に存在する主要な放射性元素のひとつで、ごく微量ですが岩石、海水中 に広く分布しています。ヒトに腎臓障害を起こします。	無機物質重金属	ICP-MS法	自己検査
3	ニッケル及びその化 合物	ニッケルの量に関 して 0.02mg/L以下	自然水中に存在することはまれで、工場排水、ニッケルメッキの溶出などから混入することがあります。ヒトに対し可溶性ニッケル塩の大量摂取で、めまい、嘔吐、急性胃炎などを引き起こします。		ICP-MS法	自己検査
4	削除					
5	1、2-ジクロロエタ ン	0.004mg/L以下	地表水に混入した場合は、短期間で大気中に揮散します。ヒトに対し肝臓障 害を引き起こします。	一般有機化合物	HS-GC-MS法	自己検査
6	削除					
7	削除					
8	トルエン	0.4mg/L以下	水中では底泥中の有機物に吸着され、生物分解されます。ヒトでは急性暴露 で中枢神経系の毒性等があり、慢性乱用で様々な障害を引き起こします。	- 一般有機化合物	HS-GC-MS法	自己検査
9	フタル酸ジ(2-エチ ルヘキシル)	0.08 mg/L以下	雨水でng/l,地表水・地下水・給水栓水でng〜μg/lレベルの検出例があります。土壌や水中の微生物による生分解性は良好で、存在量は少ないとされています。	1 NX H NX IC C 10	溶媒抽出-GC- MS法	委託検査
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵中に自己分解し生じます。ヒトに対しメトヘモ グロビン血症を引き起こします。	消毒副生成物	イオンクロマト グラフ法	自己検査
11	削除					
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	平成12年4月から水道での使用(酸化及び消毒)が可能な物質です。二酸 化塩素の毒性より副生成物の亜塩素酸、塩素酸が注目されています。	消毒剤	イオンクロマト グラフ法	自己検査
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	塩素処理の際に遊離塩素が反応してできる副生成物です。発育抑制・催奇形 性があります。	消毒副生成物	溶媒抽出-GC- MS法	委託検査
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	塩素処理の際に遊離塩素が反応してできる副生成物です。急性毒性ではヒト に対し嘔吐、中枢神経障害等を引き起こします	7.1.14日7工7公120	溶媒抽出-GC- MS法	委託検査
15	農薬類	検出値と目標値 の比の和として1 以下	農作物等に対する殺菌剤・殺虫剤・成長促進剤・発芽抑制剤等をいいます。 水質管理目標設定項目における農薬の種類は115項目あり、そのうち75項目 を自己検査し、40項目の検査を委託します。(表下段参照)	農薬	農薬ごとに定め られた方法によ る	表下段参照
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素処理の結果、水中に残留する有効塩素で、消毒・塩素処理効果を確認するのにひつようです。ヒト及び動物が塩素消毒した水道水を摂取しても健康への悪影響はないとされています。	臭気	手分析: DPD法 自動計器: ポー ラログラフ	自己検査
17	硬度(Ca、Mg等)	10mg/L以上 100mg/L以下	基準項目39と同じ項目ですが、目標値はより厳しい値を設定しています。	味覚	滴定法	自己検査
18	マンガン	マンがンの量に関 して 0.01mg/L以下	基準項目37と同じ項目ですが、目標値はより厳しい値を設定しています。	色	ICP-MS法	自己検査
19	遊離炭酸	20mg/L以下	遊離の状態で水に溶けている二酸化炭素でカルシウムやマグネシウムなどを 炭酸水素塩として水中に存在させるのに必要です。量が増すと腐食性が強く なります。	味覚	滴定法	自己検査

_						
20	1、1、1-トリクロロ エタン	0.3mg/L以下	オゾン層破壊物質として化審法で指定された物質です。ヒトへの急性毒性と して、嘔吐、下痢、廃充血や浮腫、呼吸不全等を引起します。	臭気	HS-GC-MS法	自己検査
21	メチル-t-ブチルエー テル(MTBE)	0.02mg/L以下	オクタン価を上げるためにガソリンに添加する物質です。	一般有機化合物	HS-GC-MS法	自己検査
22	有機物(KMnO4)	3mg/L以下	水中の被酸化性物質によって消費される過マンガン酸カリウムの量です。水質汚染を判断する総括的指標です。	味覚	滴定法	自己検査
23	臭気強度(TON)	3以下	水につく臭いの強さを数値で表したものです。検査する水の臭気がほとんど 感知できなくなるまで無臭味水で希釈した倍数です。	臭気	官能法	自己検査
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	基準項目40と同じですが、目標値はより厳しい値を設定しています。	味覚	重量法	自己検査
25	濁度	1度以下	基準項目51と同じですが、目標値はより厳しい値を設定しています。	基礎的性状	積分球式	自己検査
26	pН	7.5程度	基準項目47と同じですが、目標値はより厳しい値を設定しています。		ガラス電極法	自己検査
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上と し、 極力0	水のpH値とその水の理論的pH値との差です。水が金属管内面を腐食させるか どうかを知る目安として使われます。 (-) 値が大きいほど腐食しやすく、 (+) 値が大きいほど炭酸カルシウム被膜が出来、腐食が防止できます。	腐食	計算法	自己検査
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成 される集落数が 2000以下 (暫定)	塩素の消失や滞留に伴い発生する可能性があり、清浄な状態のチェックに使用します。	病原生物	R2A寒天培地法	自己検査
29	1, 1ージクロロエ チレン	() Imσ/ID/ N	化学合成原料、塗料、溶剤、ドライクリーニングなどに使用されています。 地下に浸透しやすいので地下水を汚染することがあります。	一般有機化合物	HS-GC-MS 法	自己検査
30	アルミニウム及びその化 合物	0.1 mg/L以下	基準項目33と同じですが、目標値はより厳しい値を設定しています。	着色	ICP-MS法	自己検査
31	ンスルホン酸 (PFOS)	PFOS及びPFOA の量の和として 0.00005mg/L以 下	界面活性剤や撥水剤、泡消火剤として使用されています。難分解性、生物へ の蓄積性等の性質を保ちます。腫瘍誘発、生殖毒性が報告されています。	一般有機化合物	固相抽出- LC-MS法	委託検査

	(夕私の士料	/古/+ F	目標値mg/l。)								検査方法
	アシュラム	0.9	カルパル	0.02	カル ボフラン	0.0003	ジウロン	0.02	ダイムロン	0.8	快直万杰
	チウラム			-			PJシクラゾール			0.0005	固相抽出
		0.02	チオジカルブ	0.08	チオファネートメチル	0.3		0.1	フィブロニル	0.0005	-LC-MS法
	プロベナゾール	0.03	ベノミル	0.02	ベンフラカルブ	0.02	メソミル	0.03			
	2.2-DPA(ダラポン)	0.08	MCPA	0.005	アセフェート	0.006	アミトラズ	0.006	イプフェンカルパゾン	0.002	
	オキサジクロメホン	0.02	オキシン銅(有機鋼)	0.03	クロメブロップ	0.02	チアジニル	0.1	テフリルトリオン	0.002	LC-MS法
	ピラゾリネート	0.02	フェントラザミド	0.01	フルアジナム	0.03	ベンゾビシクロン	0.09	ベンゾフェナップ	0.005	
委託検査	カルタップ	0.08							溶頻	抽出一	C-MSMS
(40項目)	イミノクタジン	0.006						固相	抽出-HPLC-PC法又は落	媒抽出	HPLC-PC∄
	ジクワット	0.01	パラコート	0.01						固相推	出-HPLC法
	ピラクロニル	0.01	フェリムゾン	0.05		固朴	目抽出-し	.C-MSMS法			
	グリホサート	2	グルホシネート	0.02						誘導体	化+IPLC法
	ダゾメット、メタム)	及びメチ	ルイソチオシアネート	合量で	メチルイソチオシアネート。	として	0.01		パージ	&トラッフ	プ-GC-MS法
	ジチオカーハブメト系農業		0.005 (二硫化炭素として)							HS	-GC-MS法
	プロチオホ:	ス	オキソン体を原体に換算	し、原体	と合計して算出する。	0.007			r	日担地山	-GC-MS法
	メチダチオ	ン	オキソン体を原体に換算	し、原体	と合計して算出する。	210 100	00 MO2				
	EPN	0.004	アトラジン	0.01	アニロホス	0.003	アラクロール	0.03	イソキサチオン	0.005	
	イソフェンホス	0.001	イソプロカルブ	0.01	イソプロチオラン	0.3	イプロベンホス	0.09	エスプロカルブ	0.03	
	エトフェンプロックス	0.08	エンドスルファン	0.01	カフェンストロール	0.008	キャプタン	0.3	クロルニトロフェン	0.0001	
	クロルピリホス	0.003	クロロタロニル	0.05	ジクロベニル	0.03	ジクロルボス	0.008	ジスルオトン(エチルチオ外ン)	0.004	
	ジチオピル	0.009	シマジン	0.003	ジメタメトリン	0.02	ジ사エート	0.05	シメトノン	0.03	
	ダイアジノン	0.003	チオベンカルブ	0.02	テルブカルブ	0.02	トリクロルホン	0.005	トリフルラリン	0.06	固相抽出·
	ナプロバミド	0.03	ピペロホス	0.0009	ピリダフェンチオン	0.002	ピリブチカルブ	0.02	ピロキロン	0.05	GC-MS∄
	フェニトロチオン	0.01	フェノブカルブ	0.03	フェンチオン	0.006	フェントエート	0.007	フサライド	0.1	
自己検査	ブタミホス	0.02	ブプロフェジン	0.02	プレチラクロール	0.05	プロシミドン	0.09	プロピコナゾール	0.05	
(75項目)	プロピザミド	0.05	ブロモブチド	0.1	ペンシクロン	0.1	ペンディメタリン	0.3	ベンフルラリン	0.01	
	マラチオン(マラソン)	0.7	メタラキシル	0.2	メチダチオン	0.004	メフェナセット	0.02	メプロニル	0.1	
	モリネート	0.005									
	インダノファン	0.009	オリサストロビン	0.1	カズサホス	0.0006	キノクラミン	0.005	クミルロン	0.03	
	シアナジン	0.001	シアノホス	0.003	シハロポップブチル	0.006	ピラゾキシフェン	0.004	ブタクロール	0.03	固相抽出-
	ベンフレセート	0.07	ホスチアゼート	0.005	外ミノストロビン	0.04	メトリブジン	0.03			GC-MS法
	1,3-ジクロロプロペン	0.05						1	I	HS	S-GC-MS法
						3		1			

別紙2(浄水場等採水箇所位置図)



別紙3(各項目検査回数およびその理由)

浄水水質基準項目検査回数(回/年) (12回は月に1回、4回は3ヶ月に1回程度実施)													
		39	川西浄ス	水場系給水栓		若木浄水	場系給水栓	鶉島	净水場系給水栓			浄水場	
番号	項目	桑 給水栓	間々田 給水栓	理由	八幡 給水栓	犬塚 給水栓	理由	渋井 給水栓	理由	羽川西 浄水場	若木 浄水場	鶉島 浄水場	理由
1	一般細菌	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	
2	大腸菌	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	
3	カドミウム及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
4	水銀及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
5	セレン及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
6	鉛及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
7	ヒ素及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
8	六価クロム化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
9	亜硝酸態窒素	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
12	フッ素及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	1
	ホウ素及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	ł
	四塩化炭素	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査額度	4	基本検査額度	12	12	9	ł
	1, 4-ジオキサン	4	4	基本検査額度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	1
16	シスー1,2ージクロロエチレン及び トランスー1,2ージクロロエチレン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
				********		ļ	* + * * * * * *		* + ***				
	ジクロロメタン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
18	テトラクロロエチレン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
19	トリクロロエチレン ベンゼン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
20	塩素酸	4	4	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度 R5年若木検出結 果が基準値の1/2	4	基本検査頻度	12	12	9	
							以上であるため					ļ	
22	クロロ酢酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	受給を表示
23	クロロホルム	12	12	総トリハロメタン検 査頻度と同じ	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	委託検査に ついては
24	ジクロロ酢酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン	12	12	総トリハロメタン検	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	自己検査に
				査頻度と同じ		ļ							1回/月
26	臭素酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
27	総トリハロメタン	12	12	総トリハロメタン検 査頻度と同じ	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
28	トリクロロ酢酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
29	プロモジクロロメタン	12	12	過去の検出結果が 基準値の1/2以上	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
30	プロモホルム	12	12	であるため 総トリハロメタン検 査頻度と同じ	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
31	ホルムアルデヒド	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	1
	亜鉛及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	ł
33	アルミニウム及びその化合物	12	12	水質管理目標設定 項目の検査頻度に	12	12	水質管理目標設定 項目の検査頻度に	4	基本検査頻度	12	12	9	
	M T - 4 T - 0 T A di			合わせる			合わせる		***			ļ	
	鉄及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
	銅及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
	ナトリウム及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
	マンガン及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
	塩化物イオン	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	-
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
	蒸発残留物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	-
41	陰イオン界面活性剤	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
42	ジェオスミン	12	12	原因藻類が発生する為。	12	12	原因藻類が発生する為。	12	原因藻類が発生する為。	12	12	9	
	2-メチルイソボルネオール	12	12	原因藻類が発生する為。	12	12	原因藻類が発生する為。	12	原因藻類が発生する為。	12	12	9	
	非イオン界面活性剤	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	1
	フェノール類	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
	有機物等(TOC)	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	委託検査に
	pH値 	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	ついては
	味	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	1回/3月 自己検査に
49	臭気	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	ついては
	色度	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	1回/月
	濁度	12	12	基本検査頻度	12	12	基本検査頻度	12	基本検査頻度	12	12	9	
	色	1,4				095		365		243	243	181	浄水場日常
毎2	濁り	1,4	60	市内4箇所の給水 栓にて毎日測定	1,0	095	市内3箇所の給水 栓にて毎日測定	365	市内1箇所の給水 栓にて毎日測定	243	243	181	点検にて実施
								II .		11			自動計器にて

※鶉島浄水場は、休止中のため7月中の配水再開予定の検査回数です。

浄水水質管理目標設定項目検査回数(回/年)(12回は月に1回、4回は3ヶ月に1回程度実施)

_	77.77.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.	日信設正垻日快宜				시ഥ	/ 十八12回	よけに	1回、4回ほび	アカ1~1 凹柱皮夫施。			,
		羽	羽川西浄水場系給水栓			若木浄水場系給水栓			浄水場系給水栓	浄水場			
番号	項目	桑給水栓	間々田給水栓	理由	八幡 給水栓	犬塚 給水栓	理由	渋井 給水栓	理由	羽川西浄水場	若木 浄水場	鶉島 浄水場	理由
1	アンチモン及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
2	ウラン及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
3	ニッケル及びその化合物	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
4	削除												
5	1、2-ジクロロエタン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
6	削除												
7	削除												委託検査に
8	トルエン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	ついては
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	1回/3月 自己検査に
10	亜塩素酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	ついては
11	削除												1回/月
12	二酸化塩素	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
13	ジクロロアセトニトリル	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
14	抱水クロラール	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	4	4	4	
15	農薬類	(農薬 散布時 期5~8 月)4	(農薬 散布時 期5~8 月)4	農薬散布時期があるため		(農薬 散布時 期5~8 月)4	農薬散布時期があ るため	(農薬 散布時 期5~8 月)4	農薬散布時期があ るため	ll .	(農薬 散布時 期5~8 月)4	0	
16	残留塩素	12	12	衛生上の措置を確認す るため	12	12	衛生上の措置を確認す るため	12	衛生上の措置を確認す るため	365	365	274	自動計器にて 常時測定
17	硬度(Ca、Mg等)	4	4	基準値と同項目	4	4	基準値と同項目	4	基準値と同項目	12	12	9	
18	マンガン	4	4	基準値と同項目	4	4	基準値と同項目	4	基準値と同項目	12	12	9	
19	遊離炭酸	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
20	1、1、1-トリクロロエタン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
21	メチル・セーブチルエーテル(MTBE)	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費 量)	12	12	過去検出値が目標 値の1/2以上検出 されたため	12	12	過去検出値が目標 値の1/2以上検出 されたため	12	過去検出値が目標 値の1/2以上検出 されたため	12	12	9	委託検査に
23	臭気強度(TON)	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	ついては 1回/3月
24	蒸発残留物	4	4	基準値と同項目	4	4	基準値と同項目	4	基準値と同項目	12	12	9	自己検査に
25	濁度	12	12	基準値と同項目	12	12	基準値と同項目	12	基準値と同項目	12	12	9	ついては 1回/月
26	рН	12	12	基準値と同項目	12	12	基準値と同項目	12	基準値と同項目	12	12	9	PFOS及び
27	腐食性(ランゲリア指数)	12	12	過去の検出値が目 標値以上検出され たため	ll .	12	過去の検出値が目 標値以上検出され たため	12	過去の検出値が目 標値以上検出され たため	12	12	9	PFOAICON では1回/年
28	従属栄養細菌	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
29	1, 1ージクロロエチレン	4	4	基本検査頻度	4	4	基本検査頻度	4	基本検査頻度	12	12	9	
30	アルミニウム及びその化合物	12	12	過去検出値が目標 値の1/2以上検出 されたため	12	12	過去検出値が目標 値の1/2以上検出 されたため	4	基本検査頻度	12	12	9	
31	ベルフルオロオクタンスルボン酸(PFOS)及び ベルフルオロオクタン酸(PFOA)	0	0	若木・鶉島・羽川西 浄水場のみ 測定実施。	0	0	若木・鶉島・羽川西 浄水場のみ 測定実施。	0	若木・鶉島・羽川西 浄水場のみ 測定実施。	1	1	1	

※鶉島浄水場は、休止中のため7月中の配水再開予定の検査回数です。

原水水質基準項目検査回数(回/年)(12回は月に1回、4回は3ヶ月に1回程度実施)

	1/1/1/1/1/	表示表面表示			計之四106/月10	「四、午回しか、	3ヶ月に1 回程度実施) ┃
番号	定期検査項目				1	各深井戸 (11ケ所)	設定理由
	4-4	羽川西浄水場	若木浄水場	鶉島	羽川西浄水場		
	一般細菌	12	12	9	12	1	
	大陽菌	12	12	9	12	1	
	カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	1	
	水銀及びその化合物	4	4	4	4	1	
	セレン及びその化合物	4	4	4	4	1	
	鉛及びその化合物	4	4	4	4	1	
	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	1	
	六価クロム化合物	4	4	4	4	1	
	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	1	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	1	
12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	1	
13	ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	1	
14	四塩化炭素	4	4	4	4	1	
	1, 4-ジオキサン	4	4	4	4	1	
	シスー1,2ージクロロエチレン及 びトランスー1,2ージクロロエチ レン	4	4	4	4	1	
17	ジクロロメタン	4	4	4	4	1	
18	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	1	1
19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	1	
	ベンゼン	4	4	4	4	1	
21	塩素酸	4	4	4	4	1	
	クロロ酢酸	0	0	0	0	0	
	クロロホルム	4	4	4	4	1	
	ジクロロ酢酸	0	0	0	0	0	表流水及び集合井水について 委託検査による消毒副生成物は実施せず。
	ジプロモクロロメタン	4	4	4	4	1	浄水基準項目において毎月検査しなければならない
	臭素酸	0	0	0	0	0	項目に関しては原水についても毎月実施。それ以外
	総トリハロメタン	4	4	4	4	1	は1回/3月実施
	トリクロロ酢酸	0	0	0	0	0	・ 各深井戸11ヶ所について
	プロモジクロロメタン	4	4	4	4	1	委託検査による消毒副生成物は実施せず。
	プロモホルム	4	4	4	4	1	.他は1回/年実施
	ホルムアルデヒド	0	0	0	0	0	
	亜鉛及びその化合物	4	4	4	4	1	
	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	1	
	鉄及びその化合物	4	4	4	4	1	
	銅及びその化合物	4	4	4	4	1	
	サトリウム及びその化合物	4	4	4	4	1	
				<u> </u>			
	マンガン及びその化合物 (サルヤイナン)	4	4	9	4	1	
•••••	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等	12	12		12		1
39	(硬度)	4	4	4	4	1	
40	蒸発残留物	4	4	4	4	1	
41	陰イオン界面活性剤	4	4	4	4	1	1
42	ジェオスミン	12	12	9	12	1	
43	2-メチルイソボルネオール	12	12	9	12	1	
44	非イオン界面活性剤	4	4	4	4	1	
45	フェノール類	4	4	4	4	1	
46	有機物等(TOC)	12	12	9	12	1	1
47	pH値	12	12	9	12	1	
48	味	0	0	0	0	0	
49	臭気	12	12	9	12	1	
50	色度	12	12	9	12	1	
51	濁度	12	12	9	12	1	
毎1	色	243	243	181	243	1	各深井戸以外:浄水場日常点検で実施
毎2	濁り	243	243	181	243	1	各深井戸:定期検査にて年1回実施
毎3	消毒の残留効果	0	0	0	0	0	

[※]鶉島浄水場は、休止中のため7月中の配水再開予定の検査回数です。

原水水質管理目標設定項目檢查回数(回/年)(12回は月に1回,4回は3ヶ月に1回程度事施)

	까 小小貝 自 4					は月に1回、	4回は3ヶ月に1回程度実施)
番号	項目	表涉	市水	井水(集合井)	各深井戸	設定理由
田万	タロ	羽川西浄水場	若木浄水場	鶉島	羽川西浄水場	(11ケ所)	以之任田
1	アンチモン及びその化合物	4	4	4	4	1	
2	ウラン及びその化合物	4	4	4	4	1	
3	ニッケル及びその化合物	4	4	4	4	1	
4	削除						
5	1、2-ジクロロエタン	4	4	4	4	1	
6	削除						
7	削除						
8	トルエン	4	4	4	4	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	4	4	4	4	1	
10	亜塩素酸	4	4	4	4	1	表流水及び集合井水について
11	削除						消毒副生成物は実施せず。
12	二酸化塩素	4	4	4	4	1	基本的には1回/3月実施。但し農薬に関しては表流 水のみ2回/年実施
13	ジクロロアセトニトリル	0	0	0	0	0	PFOS及びPFOAについては1回/年実施。
14	抱水クロラール	0	0	0	0	0	
15	農薬類	2	2	0	0	0	各深井戸11ヶ所について
16	残留塩素	0	0	0	0	0	委託検査による消毒副生成物は実施せず。 他は1回/年実施
17	硬度(Ca、Mg等)	4	4	4	4	1	
18	マンガン	4	4	4	4	1	
19	遊離炭酸	4	4	4	4	1	
20	1、1、1-トリクロロエタン	4	4	4	4	1	
21	メチルー・プチルエーテル(MTBE)	4	4	4	4	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム 消費量)	4	4	4	4	1	
23	臭気強度(TON)	4	4	4	4	1	
24	蒸発残留物	4	4	4	4	1	
25	濁度	4	4	4	4	1	
26	pН	4	4	4	4	1	
27	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	4	4	1	
28	従属栄養細菌	4	4	4	4	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	4	4	4	4	1	
30	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	1	
31	ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	1	1	1	1	0	

[※]鶉島浄水場は、休止中のため7月中の配水再開予定の検査回数です。